

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	うるま市営公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

公営住宅法による公営住宅管理事務では事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特定個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記録された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

## 評価実施機関名

沖縄県うるま市長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理に関する事務
②事務の概要	<p>うるま市では、公営住宅法に基づき入居者からの収入の申告に基づき家賃等の算定を行うとともに、家賃の収納や入居者の適正な管理を実施する。</p> <p>具体的な手続きは以下の通りである。</p> <p>①入居者からの収入申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答</p> <p>②家賃若しくは金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>③入居者からの敷金の徴収</p> <p>④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は審査に対する応答</p> <p>⑤入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又は申込みに対する応答</p> <p>⑥入居の際に同居した親族以外の者を同居させることの承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>⑦入居者が不正の行為によって入居したとき等、明渡し条件に該当したときの明渡し請求</p> <p>⑧入居者が当該公営住宅に引き続き5年以上入居している場合において最近2年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入があるとき(⑧において「入居者に高額収入があるとき」という。)の家賃の決定又は金銭の徴収</p> <p>⑨入居者に高額収入があるときの明渡し請求に対して、入居者からの期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答</p> <p>⑩入居者が引き続き三年以上入居し、基準を超える収入のある場合に他の適当な住宅をあっせん</p> <p>⑪入居者の収入の状況について、当該入居者に報告を求め、又は官公署に必要な書類を発行させることを要求</p>
③システムの名称	公営住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住宅管理情報ファイル (2)個人住民税情報ファイル (3)総合収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>法令上の根拠番号法第9条1項</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二十七の項の主務省令で定める事務を定める命令第18条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施しない ]</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部施設保全課
②所属長の役職名	施設保全課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL.098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所都市建設部施設保全課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番一号 TEL 098-989-3619
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </small>
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </small>
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </small>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>8. 人手を介在させる作業</b>		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会 端末のパスワードの設定をしている。 特定個人情報ファイルは、施錠している場所へ保管している。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b>		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会 端末のパスワードの設定をしている。 特定個人情報ファイルは、施錠している場所へ保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第26条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	事後	条番号記載誤り
平成28年4月1日	I 5. ①部署	建設部建築工事課	都市建設部建築工事課	事後	組織改編
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	建築工事課長 仲間 稔	建築工事課長 赤嶺 勝	事後	人事異動
平成28年4月1日	I ⑧. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	うるま市役所建設部建築工事課 沖縄県うるま市与那城中央1番地 TEL 098-978-3619	うるま市役所都市建設部建築工事課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL 098-989-3619	事後	組織改編、庁舎移転
平成28年4月1日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	評価見直し
平成28年4月1日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	評価見直し
平成30年7月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	未定	実施する	事前	
平成30年7月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の31の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の31の項 別表第二の主務省令 第22条	事後	主務省令 条番号追記
平成30年7月11日	I 5. ①部署	都市建設部建築工事課	都市建設部維持管理課	事後	組織改編 H30.4.1
平成30年7月11日	I 5. ②所属長	建築工事課長 赤嶺 勝	維持管理課技幹 上間 和元	事後	組織改編 H30.4.1
平成30年7月11日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	評価見直し
平成30年7月11日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	I 5. ②所属長	維持管理課技幹 上間 和元	維持管理課長 上間 和元	事後	人事異動
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月18日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月18日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月18日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月17日	I 5. ②所属長の役職名	維持管理課長 上間 和元	維持管理課長	事後	
令和4年6月17日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価見直し
令和4年6月17日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価見直し
令和5年6月16日	I 5. ①部署	都市建設部維持管理課	都市建設部施設保全課	事後	組織改編 R5.4.1
令和5年6月16日	I 5. ②所属長の役職名	維持管理課長	施設保全課長	事後	組織改編 R5.4.1
令和5年6月16日	I 7. 請求先	うるま市役所総務部総務課	うるま市役所総務部総務政策課	事後	組織改編 R5.4.1
令和5年6月16日	I 8. 連絡先	うるま市役所都市建設部維持管理課	うるま市役所都市建設部施設保全課	事後	組織改編 R5.4.1
令和5年6月16日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価見直し
令和5年6月16日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価見直し
令和7年3月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	実施する	実施しない	事後	評価見直し
令和7年3月31日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	評価見直し
令和7年3月31日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	評価見直し
令和7年3月31日	IV 8. リスク対策	無し	新設「8. 人手を介在させる作業」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和7年3月31日	IV 11. リスク対策	無し	新設「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和7年3月31日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	法令上の根拠番号法第9条第1項 別表第一19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。	法令上の根拠番号法第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二十七の項の主務省令で定める事務を定める命令第18条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。	事後	
令和7年3月31日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の31の項 別表第二の主務省令 第22条	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号	事後	